

## ドイツ語の総称男性名詞と 男女の平等表記に関する考察

高橋 秀 彰

### 1. はじめに

Anne-Sophie Mutter: ... Es ist die absolute Leidenschaft und Hingabe an die Sache, das Innere, was nach außen leuchtet. Das ist sehr wichtig für einen Geiger, eigentlich für jeden Musiker.

ZEITmagazin: Warum sprechen Sie immer vom »Geiger« und nie von einer »Geigerin«?

Anne-Sophie Mutter: Das ist für mich eine völlig geschlechtsfreie Bezeichnung. Für mich existiert diese Trennung zwischen einem weiblichen und einem männlichen Geiger nicht. Wenn ich Geiger sage, meine ich uns alle.

(Anne-Sophie Mutter „... doch, ich bin ein schwieriger Mensch“<sup>1)</sup>)

これは Zeit-Online に掲載された、ドイツ人バイオリニスト Anne-Sophie Mutter との対談からの抜粋である。Mutter は、女性形の *Geigerin* (バイオリニスト) を使わず、いつも男性形の *Geiger* と言うのはなぜかと尋ねられる。これに対し、*Geiger* は性別にとられない語であり、*Geiger* という時は、男性も女性も含んでいると Mutter は答えている。人として音楽を奏でるバイオリニストには男も女もなく、バイオリニストの性別によって男性形と女性形に分ける理由がないという趣旨だ。この考え方は、人の性別に文法性を合わせる昨今の傾向と反対の方向を志

---

1 Zeit Online, 2009年12月30日 <http://www.zeit.de/2009/53/Anne-Sophie-Mutter>

向している。女性解放言語学者が唱えてきた主な論点は、男女の区別なく使われる男性名詞（＝総称男性名詞）の使用は差別的であり、中立的な語句で言い換えなければならないというものだ。これによると、女性のバイオリニストは *Geigerin* であり、男女両方を含む場合は *Geigerin und Geiger*、*Geiger/in*（単数形）、*Geigerinnen und Geiger*、*Geiger/innen*（複数形）など、両性を平等に示す表現を使うべきということになる。このように、ドイツ語では、男女を平等に表記する方法について、正反対の考え方がある。男性は男性形、女性は女性形で表現するのが男女平等なのか、男性名詞であっても男女両方を含める語句を使う方が平等なのか、言語と社会に関わる根本的な問題である。男女共通の形を使うことによる平等を実現した言語として、同じく文法性を持つスウェーデン語があげられる。スウェーデン語では、共性（*Utrum*）が男性と女性に分かれていたが、その違いを排除して現在では男女共通の形になっている（Nübling 2000）。共性という範疇があったから可能だったのだろうが、現在のドイツ語と反対の言語政策が功を奏した例である。

ドイツ語の人を指示する名詞には男性名詞が多いが、男女の性別を問わずに用いられる男性名詞は総称男性名詞（*generisches Maskulinum*）と呼ばれている。例えば、*Mehrheit der Bundesbürger gegen Steuersenkungen 2011*<sup>2</sup>（2011年の減税にドイツ国民の多数が反対）という場合、*Bundesbürger*（ドイツ国民）は男性名詞の複数形であるが、女性も含んでいるのは文脈からも当然である。上述の Mutter がいう *Geiger* も総称男性名詞である。

文法性を義務的範疇として持つドイツ語では、人を指示する際に生物性と文法性を一致させるべきかが問題になるが、性別の明示が重要でない場合には伝統的に総称男性名詞が使われてきた。例えば、*Student*（学生）は男性形であるが、男性を指す場合だけでなく、総称男性名詞として性別に関わりなく「学生」を指す場合にも使われる。一方、*Studentin* は女性を指すが、男性を指すことはできない。この関係は複数形でも保持される。総称男性名詞として男女両方を指す *Student /*

---

2 *Manager Magazin*, 2010年1月8日 <http://www.manager-magazin.de/unternehmen/artikel/0,2828,670750,00.html>

*Studenten* を、Pusch は「擬似性差中和」(Pseudo-Geschlechtsneutralisation) と呼び、性差が中立的になっているのは見せかけであると指摘した。このように男性形と女性形が非対称 (Asymmetrie) な言語使用は、女性差別的であると批判している。こうした提言により、今日では総称男性名詞の使用が抑制されることがある。

総称男性名詞は今日でも幅広く用いられており、誤用というわけにはいかない。問題となるのは文法上の正しさではなく、言語使用者の規範意識を通じて判断される適切性である。つまり、言語直感にもとづく合理的な判断というよりは、むしろ政治的に正しい (politically correct) 用法として社会的に受容されるかが鍵となる。

本稿では、総称男性名詞を言い換える言語形式を概観し、法的規制の影響を受けた求人情報や身分証、学位などの表記を紹介し、コーパスを使用して通時の変遷を見てみたい。それにより、法的規制の及ぶ領域とそうでない領域での違いの一端を示し、総称男性名詞の更なる研究への提言を行うことを目的とする。

## 2. 平等表記

男性形が両性を代表する総称男性名詞は「性差別的」という批判に対して、男性と女性を平等に表記するために、様々な提案がなされてきた。まず、女性性の可視化と対称性に取り組んだ重要な研究として、Hellinger/Kremer/Schräpel (1985) が挙げられよう。これはドイツ語での平等表記のガイドラインで、英語での平等表記のガイドライン (“Guidelines for Equal Treatment of the Sexes in McGraw-Hill Book Company Publications”, 1972) を参考に作成されたものである。例えば、そこで挙げられている *Fräulein Stein* を *Frau Stein* と言い換える形は定着しており、*Arzt* を *Ärztin/Arzt*、*Friseur* を *Friseur/in* と言い換える形も、今日では決して奇異ではないだろう。

しかし、不定代名詞 *man* の使用を避ける形 (Soll *man* die Pille absetzen … を Soll *frau* die Pille absetzen …) のように、ほとんど受け入れられていない提案もある。指示代名詞を避ける (Wer zahlt, *der* hat auch mitzureden. を Wer zahlt, hat auch mitzureden.) については、指示代

名詞が省略されることはあるが、男女平等を保つために避けれるのかは不明である。さらに、指示代名詞を省略したとしても、疑問詞 *wer* (*wessen, wem, wen*) が男性形であるという問題は残る。だからといって、*wer* を避けるのは容易ではない。

総称男性名詞を避ける平等表記は広く普及し、Duden (2007: 405 ff.) でもその用法が次のように記載されている。

(1) 両性併記形 (Doppelnennung) (例) Lehrerinnen und Lehrer

(2) 短縮形

(2.1) スラッシュ挿入形 (例) Lehrer/innen

(2.2) かっこ挿入形 (例) Schüler(in)

(2.3) 大文字 I 形 (例) LehrerInnen

(2.4) 単数形

a. 複数形への言い換えを探る

Jeder Mitarbeiter/-innen, der zu spät kommt, muss seine Verspätung entschuldigen.

Alle Mitarbeiter, die zu spät kommen, müssen ihre Verspätung entschuldigen.

jedermann を alle で言い換える

b. 複数形への言い換えが困難な場合は単数形を短縮せずに使う

Wir suchen eine Lehrerin oder einen Lehrer (nicht: Wir suchen eine[n] Lehrer[in].)

c. 冠詞を短縮する

Unterschrift d. Erziehungsberechtigten

(Unterschrift der oder des Erziehungsberechtigten の代わりに)

(2.5) 複数形での短縮

Arbeitnehmer/-innen, Arbeitnehmer(innen), Ärzt(inn)en (Dativ), Autor(inn)en (Autor/innen は不可)

(3) 派生形と複合語

- freundlich、künstlerisch、juristisch、schriftstellern などは構造上言い換えできない (freundlich などは不可)
- ただし、-schaft/-tum の場合は可能: Lehrerinnenschaft, Königinnentum

- 複合語では、Arztbesuch、Leserbrief、Bürgerbewegungなどは、Ärztinbesuch、Leserinnenbrief、Bürgerinnenbewegungへの言い換えが可能
- その他にRednerpultをRedepult、WählerverzeichnisをWahlverzeichnisで言い換える

(4) 代替形

動名詞、形容詞の複数形

Studierende, Lernende, Lehrende; Gewählte, Verwitwete, Abgeordneteなど  
Leiterin oder Leiterの代わりにLeitung, Professorin oder Professorの  
代わりにProfessur

Rat der Ärztin / des Arztesの代わりにärztlicher Rat

Mörderinnen und Mörder werden bestraft.の代わりにWer einen Mord  
begeht, wird bestraft.

この中で(3)と(4)は限られた語に当てはまる形式であり、一般的に汎用性が高い平等表記形は(1)と(2)である。基本となる考え方は、男性形と女性形を併記することで平等性を保つ(1)である。(2.1)、(2.2)、(2.3)、(2.5)は、両性を併記して長くなるのを避け、スラッシュ等を使用することで男性形と女性形を1語中に盛り込んだ短縮形である。

Dudenは記述主義の姿勢を貫いており、実際に使用されている形式を紹介する立場を取っている。したがって、ここで挙げた形が、社会で幅広く容認された形であるという意味ではなく、またDudenが承認したというわけでもない。例えば、女性形接辞-inをカッコ付で付加する(2.2)は、女性形が二次的との印象を与えるので勧められないと指摘している。また、大文字Iを挿入する(2.3)には、語中の大文字は正書法規則に反するとの補足がある。なお、大文字E形(例、jedEr > jede und jeder)に関する言及は見られない。(3)で挙げられたRednerpultをRedepultで置き換える形については、標準語として定着するか今後の言語使用の状況を見守るしかないと指摘し、まだ標準語として熟していないことを示唆している。

このように総称男性名詞を言い換える理由の一つは、形式上の非対称

が差別的だからというものだ。では、上記のような表記を採用することによって、言語使用者の意識に変化が生じるのだろうか。これについては、Stahlberg/Sczesny (2001) による質問紙を用いた調査が示唆に富む。調査では、「あなたにとっての英雄 (小説の中、実生活)、好きな画家、音楽家、スポーツ選手を教えてください」との問いで、総称男性名詞と平等表記を使う場合での違いが浮き彫りになっている。それによると、両性併記形と大文字 I 形に質問した時は、大文字 I 形の方が女性を挙げることが多く、女性の被験者の方が男性よりも多くの女性を挙げている。大文字 I 形は、女性形接尾辞 in を視覚的に強調する効果があることを示している。さらに、連邦首相候補として立候補すべき政治家は誰かを尋ねる問いでは、CDU と SPD とで回答に違いが出ている。首相候補を問う質問では、平等表記を使った場合に SPD では女性が多く挙げられたが、CDU ではほとんど差が出ていない。だが、その他の首相候補を尋ねると、平等表記の使用により CDU の方が SPD よりも多くの女性が挙げられている。その理由は、回答者が実際の候補者 (Heide Simonis, Rita Süßmuth など) を想像しながら答えているからだと分析している。

Klimmt, Pompetzki & Blake (2008) は Süddeutsche Zeitung 紙の記事を用いて、総称男性名詞とスラッシュ形 (例、die Beamt/inn/en, die Ärzt/inn/en, der Gedanke, nachts in der Notaufnahme auf einen Arzt/eine Ärztin zu treffen) (ibid. 9 f.) で、読者が女性を連想する率の違いを調査している。その結果、平等表記を使用する方が総称男性名詞の場合よりも、読者が女性を連想することが多いが<sup>3</sup>、スラッシュ挿入形では読解に時間が長くかかると結論づけている。

これらの研究により、平等表記の方が女性を連想させる率が高くなることがわかったが、そこから平等表記が中立的な表現法だと帰結することはできない。総称男性名詞が広く使われている状況下での平等表記使用は、女性を意識した回答を質問者が期待しているかの印象を被験者に与えるからだ。総称男性名詞が中立的だと思っている被験者にとっては、「平等表記」が女性形を意識した表現であるかもしれない。こうした点を明らかにするために、被験者の言語意識を踏まえて中立性の基準

---

3 Rothmund und Scheele (2004) による実験でも同様の結果が得られている。

を設定し、平等性の意味を探っていく研究がさらに求められよう。また、読みやすさや内容理解に関する調査も重要だ。Braun et al. (2007) は、薬品の説明書で総称男性名詞を使用する場合と平等表記を使用する場合とで、被験者の理解度に違いがあるかを調査している。その結果、どちらの表記でも理解度には違いがなかったが、男性の被験者は平等表記の方が読みにくかったと回答している。この結果から、Braun et al. は、主観的判断よりも客観的情報（理解度のテスト結果）を重視すべきであると結論づけている。

### 3. 求人

„Wir suchen einen Violinisten.“

Das Orchester 誌に、ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団によるバイオリン奏者の求人（1982年）が掲載された。当時のベルリン・フィルは男性だけで構成される「男性共和国」（Republik der Männer）で、求人でも *Violinist*（男性名詞）が使用されていた。この求人を見た Madeleine Carruzzo は応募し、100名にもものぼる応募者の中から選ばれ、1982年9月にベルリン・フィルに入団した。一人目の女性団員の誕生である<sup>4</sup>。それ以降は、男性中心であったドイツのオーケストラにも変化が見られ、今日では女性団員の存在は当然の光景になっている<sup>5</sup>。

ドイツ民法典（BGB）第611b条では、雇用に際して性別を限定して、女性あるいは男性だけを求人することを禁じていた。ただし、第611a条1項により、特定の性別に限定することが不可欠の場合には、その限りでない。除外される例としては、テノール歌手の求人で応募資格を男性に限定する場合などが考えられる。同条文は Gesetz zur Umsetzung

---

4 Kleinert (2005: 9 ff.)

5 現在では、ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団の求人で、男女を問わず応募できることが明示されている。„Interessierte Damen und Herren, die den besonderen Anforderungen unseres Orchesters gewachsen sind, bitten wir, ihre Bewerbung mit den üblichen Unterlagen zu richten an …“ [www.berliner-philharmoniker.de/berliner-philharmoniker/offene-stellen/](http://www.berliner-philharmoniker.de/berliner-philharmoniker/offene-stellen/)

europäischer Richtlinien zur Verwirklichung des Grundsatzes der Gleichbehandlung が2006年8月14日に発効したのに伴い削除され、それ以降は Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz (AGG) (2006年8月18日発効) に引き継がれた。AGGは、人種、出自、性別、宗教、障害、年齢などを理由に差別することを禁じる法律である。さらに、AGGに対応する法律が各州で発布されている。なお、Frankfurter Allgemeine Zeitung 紙 (FAZ) (1998年10月2日、10日) と Süddeutsche Zeitung (DZ) 紙 (1999年1月9日、10日) における求人情報を対象としたコーパス分析では、中立的な表記の頻度は、FAZが60.7%、SZが56.9%であった (Demey 2002)。過去10年の間に、求人情報での平等表記が法的規制により徹底され、今日では男性名詞だけを挙げる求人はほとんど見られない。

さて、具体的な求人情報を見ながら、平等表記の形式を考察したい。ここに挙げる例は、ドイツのオンライン求人サイトで実際に掲載されたものである。

- (1) Absolvent (m/w) der Wirtschaftswissenschaften …, 19.01.2010  
(Arbeitsmarkt.de)
- (2) Hochschulabsolventen/-innen Informatik …19.01.2010  
(Arbeitsmarkt.de)
- (3) Bürokaufmann/-frau Arbeitgeber: …18.01.2010  
(Online-Stellenmarkt.net)
- (4) Hebamme/Entbindungspfleger Arbeitgeber: …11.01.2010  
(Online-Stellenmarkt.net)
- (5) Hebamme … 21.12.2009 (Stellenanzeigen.de)
- (6) Hebamme, Entbindungspfleger/in (w/m) …, 19.01.2010  
(jobpilot.de)
- (7) Bankkaufleute als Software-Trainer (m/w) …, 18.01.2010  
(jobpilot.de)

(1) は総称男性形 (Absolvent) を使用しているが、かっこ内に (m/w) (H.T. männlich/weiblich) を補足することで、男女両方を含むことを明示している。(2) と (3) はスラッシュ挿入形の例で、(2) は女性形接尾辞 *-in* を付加しており、(3) は *-mann* (男性) に対する *-frau* (女



性)を併記している。

(4)、(5)、(6)は伝統的に女性が就いてきた職業(Hebamme「助産婦、産婆」)の例である。この語は*Hebe*(*heben*、取り上げる)と*Ahnin*(*Großmutter*、祖母)からの複合名詞で<sup>6</sup>、これに対応する男性形は存在しなかった。また、女性形に付加して男性形を派生させる接辞は存在しない。そこで中立的な語として導入されたのが*Entbindungspfleger*で、*Entbindung*(分娩)と*Pfleger*(世話をする人)が複合した男性名詞である。(4)は*Hebamme*と*Entbindungspfleger*をスラッシュで表示することで、女性と男性の両方を示している。(5)は*Hebamme*だけを求人しているので、対象者は女性であり男性は応募できない<sup>7</sup>。助産師がAGG第8条1項(旧BGB第611a条1項に対応)という除外規定に該当し、男性を排除することが可能なのは法的に検討する必要がある。(6)では*Hebamme*と*Entbindungspfleger*、*Entbindungspflegerin*の3形式が併記されている。そうすると、*Hebamme*と*Entbindungspflegerin*は両方とも女性形で、男性形は*Entbindungspfleger*だけなので非対称である。なお、法的には助産師法(1985年6月4日)<sup>8</sup>により、女性形の*Hebamme*に加えて、男性形の*Entbindungspfleger*が使われることになっている。このように女性形が基本となる語を平等に表記する上でも、求人者により表記が異なっている。

求人情報の表記では「総称男性名詞+(m/w)」がよく見られ、スラッシュ挿入形も少なくはない。スラッシュ挿入形は男性形と女性形を短縮して併記するという長所があるが、スラッシュの位置の確認や、冠詞や形容詞が付加される場合は屈折でも同じ格変化が求められるなど、複雑になるという問題がある。これに対して、「総称男性名詞+(m/w)」は(m/w)を付加するだけなので、応募者の性別は問わないことを容易に示すことができる。しかし、前述した平等表記のガイドラインでは、総称男

6 *Duden Das Herkunftswörterbuch*. (2007). Dudenverlag.

7 求人の詳細に„Wir wünschen uns Bewerberinnen …“とも書かれていることから、女性だけを求人していることがわかる。

8 Gesetz über den Beruf der Hebamme und des Entbindungspflegers (Hebammengesetz – HebG), [www.juris.de](http://www.juris.de)

性名詞の使用を否定している。「総称男性名詞+(m/w)」は好ましくないことになる。この表記法は、数が多い総称男性名詞を活用しながら、求人上での性差別を解消する現実的な方法なので、幅広く使われている。ただし、雇用者 (Arbeitgeber) は男性名詞のままである。すなわち、求人表記の工夫では、男女平等の理念よりも、性別を問わず応募できることを明示するという実務上の目的が優先されていると考えられる。

#### 4. 身分証など

ドイツの身分証明書 (Personalausweis) には、所有者の署名欄に *Unterschrift des Inhabers* (所有者の署名) と総称男性形で記されていたが、1997年1月20日に男性形と女性形をスラッシュで分けて併記する *Unterschrift der Inhaberin / des Inhabers* に変更された<sup>9</sup>。旅券 (Reisepass) でも同様の修正が施され、2000年8月1日からは *Unterschrift der Inhaberin / des Inhabers* と記載されている。

学生証 (Studentenausweis) は *Studenten* と *Ausweis* を組み合わせた複合語 (Kompositum) であるが、*Studenten* が男性名詞であるため平等表記での書き換えが進んでいる。*Studenten* を避ける変異形としては、*Studierenden-*、*Studien-*、*StudentInnen-*、*Student/innen-* などが考えられる。このなかで、語中で大文字 I を用いる形式は正書法規則に反するので、公文書等での使用にはなじまないだろう。2009年(6月、7月)に筆者が行った調査では、次の結果が得られた。この調査では77の *Universität* を対象に、学生証の名称について問い合わせ、33校から返答が得られた(表1)。

調査の結果、多くの大学で平等表記を取り入れており、最も多い表記は動名詞形 *Studierenden-* (39.4%) であることがわかった。次に多かったのが *Studien-* (大学での勉学) による言い換え (24.2%) と、従来どおりの *Studentenausweis* (24.2%) である。*Studien-* 形は、Duden が標準

---

9 Erste Verordnung zur Änderung der Verordnung zur Bestimmung der Muster der Personalausweise der Bundesrepublik Deutschland vom 20. Januar 1997による (2009年6月25日、Bundesministerium des Innern からの情報)。

表1：学生証の表記

名 称	数	%
Studierendenausweis	13	39.4%
Studienausweis	8	24.2%
Studentenausweis	8	24.2%
Ausweis für Studierende	3	9.1%
Immatrikulationsbescheinigung	1	3.0%

語として熟していないと判断した(3)(例、*Rednerpult*を*Redepult*で置き換える形)(第2節)に相当する。全体として、およそ75%の大学が平等表記を導入しているという結果になったが、州単位ではなく大学により表記が異っている。なお、こうした平等表記への変更は、約60%の大学で1999年から2002年の間に行われている。この時期に各大学が平等表記の普及に努め始めたのは、男女平等を求める法律が各州で制定されたことによるところが大きい<sup>10</sup>。このような各州の法律に基づき、各大学では女性支援ガイドライン(Frauenförderrichtlinien)を發布して表記に取り組んでいる。このように学生証でも平等表記が普及しているが、話しことばのレベルでも平等表記形が使われているのかについては、さらなる調査が必要だ<sup>11</sup>。

## 5. 学位

学位については、学位取得者の性別と学位名称との整合性が問題になる。*Diplom*は分野により*Diplom-Psychologe* / *-Kaufmann* / *-Biologe* /

10 例えば、Erlass des neuen Landeshochschulgesetzes (2002年)(Universität Greifswaldからの情報)。

11 本調査の回答で、話しことばでは*Studentenausweis*が使われることが多いとの指摘もあった。„Wir sagen seit vielen Jahren Studierendenausweis, allerdings sagen die Studenten selbst eher Studentenausweis.“(2009年6月23日、マインツ大学Dr. Marion Greinからの回答)なお、回答中でDr. Greinは、「学生」を表す総称男性名詞*die Studenten*を使っている。

-*Chemiker* など、人を指す名詞が付記される。伝統的に学位取得者の性別に関わりなく総称男性形が用いられていたが、学位取得者の性別により使い分ける方向で学位授与規定が修正されている。例えば、ハイデルベルク大学化学学部の学位授与規定（例1）では、*Diplom-Chemiker*（男性）と *Diplom-Chemikerin*（女性）の両方が記載されているように、男性形と女性形を学位取得者によって使い分ける傾向が強くなっている。

例1：*Diplom* 規定（ハイデルベルク大学）

§ 2 *Diplomgrad*

Ist die Diplomprüfung (siehe § 16 Abs. 1) bestanden, verleiht die Fakultät für Chemie den akademischen Grad „Diplom-Chemiker“ oder „Diplom-Chemikerin“ (Abk.: Dipl. – Chem.). (Universität Heidelberg) (下線は筆者による)

人文学系の学部で授与される学位 *Magister Artium* (M.A.) の場合は、学位と学位取得者の両方を指すという点で *Diplom* とは異なる。つまり、「*Magister* を取得する」とも、「彼・彼女は *Magister* である」とも言えるのだ。*Magister* はラテン語の *magister* (指導者、教師) に由来する男性名詞であるが、学位取得者が女性の場合には、対応する女性形 *Magistra* を学位授与規定で明記する大学がある。

例2：*Magister* 規定（ケルン大学）

Das Magisterstudium ist ein Studium geistes-, kultur- und sozialwissenschaftlicher Fächer und führt nach einer Abschlussprüfung zur Verleihung des akademischen Grades Magistra Artium / Magister Artium (M.A.). (Universität zu Köln) (下線は筆者による)

この規定によると、男性が学位を取得すると *Magister* になり、女性は *Magistra* になるということである。この場合でも、複合名詞の *Magisterstudium* (*Magister* 課程) では、男性形のままである。この点については議論の余地があるかもしれないが、*Magisterstudium* 中の *Magister* は学位自体を指し、学位取得者の意味は含まないので両性平等

の原則に反しないからだと解釈される。つまり、*Magister* 課程を修了した女性は *Magistra* になるということだ。しかし、学位授与規定では *Magistra Artium / Magister Artium* という学位名が明記されているので、学位自体にも女性形を認めているということになる。そうすると一貫性を保つためには *Magisterstudium* も、*Magistra-/Magisterstudium* のように記述しなければならないだろう。同様の例は、前述した *Studentenausweis* (学生証) を *Studierendenausweis* や *Studienausweis* で言い換えた形にも通じる。この言い換えは、*Studenten* を中立的に言い換える語が存在するから可能であったのだが、*Magister* を中立的な一語で言い換えることはできない。言い換えができない場合には、*Magisterstudium* のように総称男性形を踏襲するのが現実的だろうが、平等表記の徹底という観点から見ると、さらに検討しなければならない問題といえよう。しかし、*Diplom* と *Magister* は廃止され、後述の *Bachelor* と *Master* に置き換えられることになる。

*Doktor* の学位についても、*Magister* と同様のことがいえる。*Doktor* は学位自体 (博士号) を指示すると同時に、学位取得者 (博士) を指示する場合もある。例えば、„Er hat einen Doktor der Medizin“ (彼は医学博士号を持っている) における *Doktor* は学位を指し、„Er ist Doktor der Medizin“ (彼は医学博士である) は学位取得者自身を指している。各大学の博士号授与規定 (*Promotionsordnung*) においても、平等表記が広まっている。一例として、デュースブルク・エッセン大学工学部の博士号授与規定<sup>12</sup> を見てみよう。*Doktorgrad* (博士号の学位) は *Doktor* と *Grad* からなる複合名詞であるが、*Doktor* は総称男性形である。§1 で学位名称 (Dr.-Ing. など) が列挙されているが、全て短縮形 (Dr.) で書くことで、男性形と女性形の区別 (*Doktor*, *Doktorin*) を回避している。こうして12ページからなる同規定は、*Doktor* と *Doktorin* の使い分けには一貫して言及していない。しかし、その他の人を指す名詞は、*Gutachterinnen und Gutachter* (試験委員)(§9(5))、*Die oder der Vorsitzende der Prüfungskommission* (試験委員会委員長)(§11(2))、*Doktorandin oder*

12 [http://www.uni-due.de/imperia/md/content/zentralverwaltung/verkuendungsblatt\\_2009/vbl\\_2009\\_38.pdf](http://www.uni-due.de/imperia/md/content/zentralverwaltung/verkuendungsblatt_2009/vbl_2009_38.pdf)

… *Doktoranden* (博士候補生)(§11(2)) など、全て女性形と男性形を併記することで平等表記が徹底している。

例 3 : 博士学位規定 (デュースブルク・エッセン大学)

§ 1 … Die Fakultät für Ingenieurwissenschaften vergibt der Ausrichtung und dem Inhalt der Dissertation entsprechend die Doktorgrade Dr. – Ing., Dr. rer. nat., Dr. rer. pol., Dr. phil. sowie Dr. paed.

§ 9 (5) Der zu vergebende Doktorgrad wird entsprechend den übereinstimmenden Empfehlungen der Gutachterinnen und Gutachter der Dissertation bestimmt.

§11(2) Die oder der Vorsitzende der Prüfungskommission teilt der Doktorandin oder dem Doktoranden das Ergebnis unmittelbar im Anschluss an die Disputation mit …

(Promotionsordnung der Fakultät für Ingenieurwissenschaften der Universität Duisburg-Essen vom 9. Juni 2009)

博士号の記述は大学により異なり、例えばベルリン・フンボルト大学では、Grad eines Doktors / einer Doktorin der Philosophie (Institut für Philosophie) となっている (前述のデュースブルク・エッセン大学では Doktorgrad)。Grad に属格で *Doktor/Doktorin* を付加し、女性形と男性形を併記している。この規定により、学位記にも学位取得者が女性の場合には *Doktorin* と記載されるので、公式には *Doktorin* とだけ名乗ることができることになる。表記の仕方は大学内でも相違があり、同じベルリン・フンボルト大学でも、Philosophische Fakultät II, WW., Sportwissenschaft, Landwirtschaftlich-Gärtnerischen Fakultät では、*Grad eines Doktors* のように男性形だけが記載されている。法学部でも同様に *Doktor der Rechte* と男性形だけしか記載がないが、名誉博士規定では *Grad einer Doktorin / eines Doktors ehrenhalber* のように女性形と男性形が併記されている。

*Doktor* の場合は *Magister* と違って、呼びかけで使用されることもある (例えば、Guten Tag, Herr Doktor! / Guten Tag, Frau Doktor!)。Dudenによると、女性に対する呼びかけでは女性形と男性形とで揺れがあるが、女性形が使われることは少ないとなっている (例、Frau Doktor Meier,

(*seltener*:) *Frau Doktorin Meier*)。学位が名前の後に補足的に付加される場合は、生物性に対応する形が使われることが多いとしている(例、*Frau Meier, Doktorin beider Rechte*)。なお、*Professor (in)* を呼びかけではどのように使用するかについて、筆者が行った調査(高橋2002)でも同様の結果が得られた。*Guten Tag, Frau Professor!* では、書きことばでは83.6% (男性83.3%、女性83.9%)、話しことばでは80.9% (男性77.8%、女性80.9%) の回答者が総称男性名詞を使用すると答えている。

さて、ヨーロッパの高等教育を標準化する目的で導入されたボローニャ・プロセス(Bologna-Prozess)により、ドイツでも *Bachelor* (学士) と *Master* (修士) が定着しつつある。*Bachelor* は中期ラテン語の *baccalaris* に由来し、古フランス語の *bachelor* を経て現在の形になっている。*Bachelor* も男性名詞なので、平等表記を検討しなければならないだろう。*Bachelor* の女性形は *Bachelorette* であるが、学位名として *Bachelorette* は現時点では使用されておらず、「独身女性」の意味しかない。*Master* は古フランス語の *maistre* に由来し、中期英語の *maistre* から派生した語である。*Master* も同じく男性名詞であるため、女性が取得する場合の表記が問題になろう。*Bachelor* と *Master* は、いずれも学位名であり、*Doktor* とは異なり学位取得者自身を指すことはない。そのために、女性形の問題が生じにくいのだが、*Doktor* の場合には学位名自体を指す場合にも女性形が使用されている(*Grad eines Doktors / einer Doktorin*) ので、いずれは問題化するものと考えられる。

## 6. コーパス

本節ではドイツ語コーパスDWDS (*Das Digitale Wörterbuch der deutschen Sprache des 20. Jh.*)<sup>13</sup>を使用して、*Die Zeit* 紙における平等表記を見てみたい。同コーパスには、*Die Zeit* 紙の1946年1月1日から2008年12月31日までの記事、約4.5億トークンが収録されている。ここでは特定の言語現象をコーパス分析で解明することを目的としているのではなく、コーパスを活用した今後の研究に向けて問題提起をするにと

13 Berlin Brandenburgische Akademie der Wissenschaften

どめたい。そこで、これまで見てきた平等表記の中から *Student* と *Professor* の分布に限定して見ていく。

表 2 : *Student* 変異形の頻度 (Die Zeit 紙)

<i>Student</i> (ohne <i>Studentin</i> )	8,064
<i>Studentin</i> (ohne <i>Student</i> )	2,021
<i>Studenten</i> (ohne <i>Studentinnen</i> )	51,420
<i>Studentinnen</i> (ohne <i>Studenten</i> )	959
<i>Studentinnen und Studenten</i>	124 (seit 1946)
<i>Studenten und Studentinnen</i>	81 (seit 1946)
<i>StudentInnen</i>	14 (seit 1996)

*Student* の形式を 7 通りに分けて調査した結果が表 2 である。単数形では、*Student* (男性形) と *Studentin* (女性形) がおよそ 4 対 1 の割合で検出された。単数形での使用は、特定の個人を指す文脈で用いられる場合ばかりなので、男性には男性形、女性には女性形という使い分けがなされている。4 対 1 の割合は、男子学生の頻度が女子学生よりも高いということである。複数形 *Studenten* と *Studentinnen* を比較すると、男性形複数形が女性形複数形のおよそ 50 倍になっている。女性形複数形は女性だけを指しているが、男性形複数形は性差を問わず学生全般を指しているので頻度が高くなっている。両性併記形を見ると、*Studentinnen und Studenten* が 124 件、*Studenten und Studentinnen* が 81 件となっていて、女性形が先に置かれる形の方がやや多いが、いずれも頻度はきわめて低い。両性併記形の両方を合わせても 205 件で、*Studenten* の 51,420 件と比べると、わずか 0.4% に過ぎない。また、大文字 I 挿入形 *StudentInnen* の使用も確認されたが、頻度はわずか 14 件で、全てが 1996 年以降の使用である。以上より、Die Zeit 紙は、単数形では指示する人物の性別に合わせて男性形と女性形を使い分けているが、複数形では総称男性名詞の使用が圧倒的に多く、平等表記形の使用はきわめて限定的であることがわかる。

両性併記形 *Studentinnen und Studenten* 使用の変遷を示したものが図 1 である。1946 年の調査開始時から 1970 年代まで数字が少しずつ上昇して



いるものの頻度は低く、1980年代に入ってから急激に頻度が高くなっていくようすがわかる。しかし、1990年代で上昇は止まり、最終年次の2008年に至るまで横ばいである。18年にわたって変化が見られないということから、安定期に入ったようにも見える。両性併記形 *Lehrerinnen und Lehrer* でも、1970年代で上昇の兆しが見えて、1980年代から1990年代にかけて大きく増えている（図2）。

図1：両性併記形 *Studentinnen und Studenten* 使用の変遷

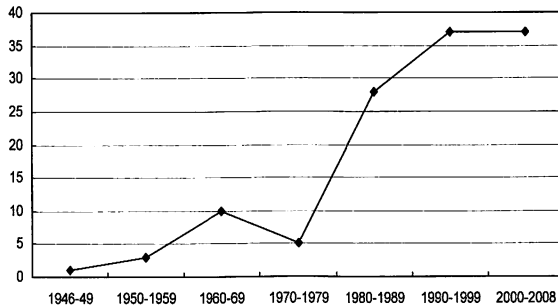
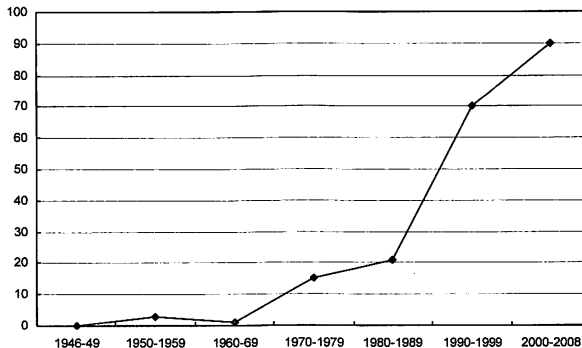


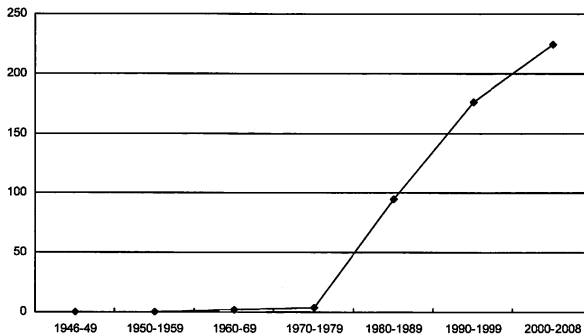
図2：両性併記形 *Lehrerinnen und Lehrer* 使用の変遷



両性併記形 *Bürgerinnen und Bürger* についても1980年代から急激に上昇しており、同じ傾向が見られる（図3）。これら3つの表記の変遷を

見ると、いずれの場合も1980年代に両性併記形の使用が大幅に増えているが、*Studentinnen und Studenten* は1990年代で上昇は止まっており、*Lehrerinnen und Lehrer* と *Bürgerinnen und Bürger* は2000年代に入っても増えていることがわかる。このように、全体の傾向はほぼ同じであっても、語彙によって変化の推移に違いが見られる。また、両性併記形の使用が増加しているとはいえ、いずれの場合も使用頻度がかなり低いことには変わりはない。なお、男女の平等表記は、社会変化の影響を受けながら推移するので、将来的に両性併記形が増え続けるかについては、継続的な調査を待たなければならないだろう。

図3：両性併記形 *Bürgerinnen und Bürger* 使用の変遷



なお、複合名詞中での平等表記も、数は少ないながら検出された。*Studierenden-*形は216件検出されたが、2件を除く全てが1990年以降の例であった。具体的には、*Studierendeninitiative*、*Studierendengehalt*、*Studierendenprotest*、*Studierenden-Survey*、*Studierendenparlament*、*Studierendenwerk* などであった。*Studentinnen-*形も51件が確認され、*Studentinnenwohnheim*、*Studentinnenschaften* などの形で使われている。

## 7. まとめと今後の課題

これまでの考察により、特定の個人を指す場合には、その人の性別に

対応する、あるいは中立的な名詞を使うというルールはほぼ定着していることを示した。この現状に対応し、身分証明書や旅券など公的文書についても、それぞれ1997年、2000年に所有者の性別に対応した表記（Inhaber、Inhaberin）が導入されている。学生証の表記でも、平等表記の採用が進行中である。求人情報欄では、特定の性別に限定して求人することが法的に禁じられているので、女性も応募可能であることを明示しない求人はほとんど見られない。こうした公文書や求人については、直接的に法的規制がかけられているが、その他の領域ではどうだろうか。Die Zeit 紙では、単数形では対象となる人の性別に合わせて男性形と女性形を使い分けているが、複数形では総称男性名詞が両性を代表する形として使用されている。両性併記形使用の推移をみると、1980年代から2000年にかけて、両性併記形の頻度が急激に増えたが全体から見た頻度はわずかで、総称男性名詞が一般的な表記法として使用されている状況はほとんど変わっていない。ただし、語彙による頻度の違いがありうる。さらに多くの語を対象としたコーパス調査が必要だ。また、今回は Die Zeit 紙のコーパスしか使用していないが、他の新聞も対象とした調査が不可欠だろう。

文法性が義務的範疇であるドイツ語では、他にも疑問詞や副詞、複合名詞、動詞など、名詞以外でも文法性と生物性の不一致が幅広く存在するが、この不一致を解消する必要があるのかという根本的な問題が残っている。

#### 例 4：言い換えが困難な総称男性形

疑問詞 Wer ist die Dame dort?

副詞 heldenhaft、freundlich

複合名詞 Heldentat、Bürgersteig、Frauen-Nationalmannschaft

動詞 bemannte Raumfahrt（過去分詞）

Der gute Schüler ist heute ein Mädchen. (2008年1月11日、*Das Magazin* より)

下線部は全て男性形であるが、女性について表現する場合には、例えば *Kathrin ist freundinlich*、*Frauen-Nationalfrauenschaft* と言い換えるべきな

のか。また、性別を問わない場合には、*Vor meinem Haus wird auf dem Bürgersteig geparkt* は *Vor meinem Haus wird auf dem Bürger(innen) steig geparkt*、*Bürgermeister-Wahl* は *Bürger(innen) meister/in-Wahl*<sup>14</sup> のような言い換えが望ましいのだろうか。*Der gute Schüler ist heute ein Mädchen* では、主語は男性形、述語は女性（中性形）であるが、この文の主語を両性併記形（*Die gute Schülerin oder der gute Schüler*）、スラッシュ挿入形（*Der/Die gute Schüler/in*）などで書き換えるのは、きわめて不自然だ。このように、書き換えが困難な場合にも、総称男性名詞の回避を検討する必要があるのだろうか。こうした事例も踏まえながら、生物性と文法性の不一致を極力解消するのが現実的といえるのか、ドイツ語話者の態度調査なども踏まえて検討する必要があるだろう。

平等表記は文法上の正しさの問題ではなく、言語規範に関わる問題である。von Wright (1963: 70) は規範を、「すべき」(ought) の特徴を持つ「義務規範」(obligation-norms) と「してもよい」(may) の特徴を持つ「許容規範」(permissive norms) にわけている。特定の個人を指す場合には、その人の性別と矛盾しない名詞を使うというルールは、義務規範としてほぼ定着していると考えられよう。また、場面によっては、不特定の相手に対しても両性併記形が一般的な場合もある。例えば、政治家の呼びかけ *liebe Bürgerinnen und Bürger*、同僚への呼びかけ *liebe Kolleginnen und Kollegen*、その他一般的な呼びかけ *meine Damen und Herren* などは、義務規範として定着しているいえよう。つまり、男女混合の聴衆に対して、男性形だけで呼びかけるべきでないという認識が一般的だということだ。しかし、こうした限られた場面を除けば、複数形での両性併記形は許容規範であるが、義務規範といえる段階ではない。さらに、話しことばでは別の規範が存在することにも注意が必要だ。日常会話で、人を指す名詞をすべて平等な表現で置き換えながら話すのは容易ではない。書きことばと話しことばの違いについては、今後更なる調査が求められよう。

14 *Bürgersteig* を *Gehweg* で言い換える方法もあるが、常にそのような言い換えが可能とは限らない。また、そうした言い換えをすれば、*Bürgersteig* はドイツ語の語彙から排除されることになる。

文 献

- Braun, Frederike, Susanne Oelkers, Karin Rogalski, Janine Bosak und Sabine Sczesny (2007). „'Aus Gründen der Verständlichkeit ...': Der Einfluss generisch maskuliner und alternativer Personenbezeichnungen auf die kognitive Verarbeitung von Texten.“ *Psychologische Rundschau* 58(3), S.183-189.
- Demey, Eline (2002). „Leser und Leserinnen gesucht! Zum generischen Gebrauch von Personenbezeichnungen in deutschen Stellenanzeigen und Zeitungsartikeln.“ *Deutsche Sprache* 30, S.28-49.
- Duden Richtiges und gutes Deutsch — Wörterbuch der sprachlichen Zweifelsfälle* (2007). Bd. 9, Dudenverlag.
- Hellinger/Kremer/Schräpel (1985). „Empfehlung zur Vermeidung von sexistischem Sprachgebrauch in öffentlicher Sprache.“ In: Marlis Hellinger (1990). *Kontrastive Feministische Linguistik*. Ismaning: Hueber.
- Kleinert, Annemarie (2005). *Berliner Philharmoniker — von Karajan bis Rattle*. Berlin: Jaron Verlag.
- Klimmt, Christoph, Verena Pompetzki, und Christopher Blake (2008). „Geschlechterrepräsentation in Nachrichtentexten: Der Einfluss von geschlechterbezogenen Sprachformen und Fallbeispielen auf den gedanklichen Einbezug von Frauen und die Bewertung der Beitragsqualität.“ *Medien & Kommunikationswissenschaft*. Heft 1, S.3-20.
- Nübling, Damaris. „Warum können schwedische Männer Krankenschwestern (sjuksköterskor) werden, deutsche aber nur Krankenpfleger? Zum Einfluß sprachinterner und sprachexterner Faktoren im Deutschen und im Schwedischen.“ *Linguistische Berichte* 182, 199-230.
- Pusch, Luise (1986). *Das Deutsche als Männersprache*. Frankfurt a.M.: Suhrkamp.
- Rothmund, Jutta und Brigitte Scheele (2004). „Personenbezeichnungsmodelle auf dem Prüfstand — Lösungsmöglichkeiten für das Genus-Sex-Problem auf Textebene.“ *Zeitschrift für Psychologie* 212(1), S.40-54.
- Stahlberg, Dagmar und Sabine Sczesny (2001). „Effekte des generischen Maskulinums und alternativer Sprachformen auf den gedanklichen Einbezug von Frauen“ *Psychologische Rundschau* 52(3), S.132-140.
- von Wright, Georg Henrik. (1963). *Norm and Action*. London: Routledge and Kegan Paul.
- 高橋秀彰 (2002) 「ドイツ語の総称男性名詞とその代用表現の可能性について」第9回社会言語科学学会大会予稿集, S.38-43.

## Einige Überlegungen über das generische Maskulinum und die Gleichstellung der Geschlechter

Hideaki Takahashi

Bei Sprachen, die grammatische Genera als obligatorische Kategorie zu eigen haben, stellt sich die Frage, ob das Genus von Personen mit ihrem biologischen Geschlecht in Einklang stehen sollte. Gegenwärtig sind zwecks der Gleichbehandlung der Geschlechter einige Neutralisierungsmöglichkeiten (z.B. Beidnennungen, Motion) (vgl. z.B. Hellinger 1990) weitgehend verfügbar, wobei aber der Gebrauch des generischen Maskulinums, das sich trotz seines männlichen Genus generell auch auf Frauen bezieht, ebenso gang und gäbe ist. Der gesellschaftliche Wandel, der vor allem dank der Frauenbewegung in Gang gekommen ist, zwingt uns darüber nachzudenken, ob das generische Maskulinum weiter in Geltung bleiben sollte. In Nachrichtentexten z. B. wird es oft bevorzugt, weil alternative Ausdrucksformen, die den gedanklichen Einbezug von Frauen während der Textverarbeitung zu steigern (Klimmt et al. 2008: 21, Stahlberg und Sczesny 2001), mehr Leseaufwand verlangen. Solange es in verschiedenen öffentlichen Texten tatsächlich verwendet wird, kann es doch zumindest nicht bezweifelt werden, dass das generische Maskulinum als normgerecht akzeptiert ist. Seine Adäquatheit wird durch das Sprachgefühl der Muttersprachler/innen anerkannt.

In diesem Beitrag werden unter verschiedenen Aspekten bezüglich dieser Problematik Ausdrucksvarianten erörtert, die im Rahmen quantitativer Untersuchungen ermittelt wurden. Nach der Präsentation von Ergebnissen einer Fragebogenerhebung wird den Varianten bei der Personenbezeichnungen auch mit Hilfe einer Korpusuntersuchung nachgegangen. Ziel ist es, gegenwärtige Tendenzen bei der Personenbezeichnung im Hinblick auf Genera aufzudecken und die Möglichkeit eines Beschreibungsschemas dieser Phänomene aufzuzeigen.